

令和4年第1回 中野区国民健康保険運営協議会資料

(1) 報告事項

資料1 国民健康保険の運営状況等（令和2年度）

資料2 中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価の概要並びに保健事業の課題及び今後の区の対応について

(2) 審議事項

「中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について」

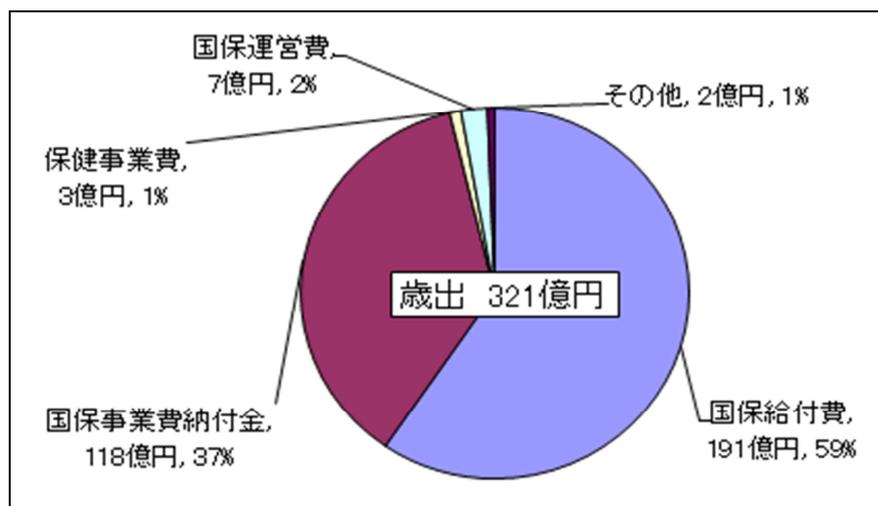
資料3 諮問書（写）、中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

資料4 令和4年度国民健康保険料率算定の考え方について

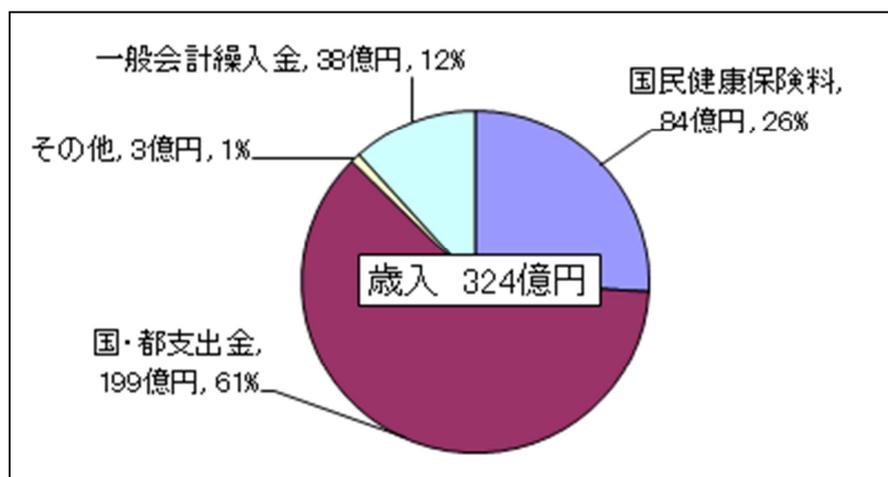
資料5 国民健康保険における保険料率等の推移

国民健康保険の運営状況等（令和 2 年度）

国民健康保険は、職場の健康保険や後期高齢者医療制度に加入していない方などを対象とした医療保険です。平成 30 年度からは都が区市町村とともに運営する形となり、加入者が納める保険料や国・都の支出金などを基に運営しています。令和 2 年度末時点の加入者数は、区民の約 23%、約 7 万 7 千人で、前年度に比べ約 3 千人減少しました。

歳出 ▶ 歳出の総額は 321 億円（前年度に比べ 9 億円減少）

加入者の医療費などに充てられる国保給付費が全体の 60% に当たる 191 億円（前年度に比べ 4 億円減少）を占めました。また、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用として支払う、国民健康保険事業費納付金は 118 億円（前年度に比べ 5 億円減少）でした。これは、後期高齢者医療制度への加入による被保険者数の減少などによるものです。

歳入 ▶ 歳入の総額は 324 億円（前年度に比べ 7 億円減少）

全体の 26% に当たる 84 億円（前年度に比べ 4 億円減少）が加入者の保険料で、国や都からの支出金は、61% に当たる 199 億円（前年度に比べ 2 億円増加）でした。こうした収入の他、区の一般会計から 38 億円を繰り入れました。繰入額は、歳出の減少などに伴い、前年度と比べ 6 億円減少しました。

1 国保主要データ

(1) 被保険者

①被保険者数の推移

中野区国民健康保険の被保険者数は、令和2年度末現在、76,905人で、総人口に占める割合は23.0%となっており、減少傾向にある。

(単位：世帯・人)

	中野区総人口 (A)	国保加入世帯数・被保険者数		加入率 (C) / (A)
		世帯数 (B)	被保険者数 (C)	
平成29年度末	329,577	64,696	84,258	25.6%
平成30年度末	332,957	63,731	82,194	24.7%
令和元年度末	336,424	62,619	80,014	23.8%
令和2年度末	334,581	60,141	76,905	23.0%

部事業概要より引用

②保険料減額世帯の割合

保険料（均等割額）減額世帯の割合は過半数を超えている。

(単位：世帯)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国保加入世帯数(①再掲)		64,696	63,731	62,619	60,141
減額世帯数(合計)		36,772	37,146	37,546	35,334
(割合)		56.8%	58.3%	59.9%	58.6%
内 訳	7割減額	26,356	26,732	27,078	24,137
	(割合)	40.7%	41.9%	43.2%	40.1%
	5割減額	5,573	5,734	5,863	6,187
	(割合)	8.6%	9.0%	9.3%	10.3%
	2割減額	4,843	4,680	4,605	5,010
	(割合)	7.5%	7.3%	7.3%	8.3%

部事業概要より引用

③所得割賦課世帯数の推移

令和2年度の所得割を賦課している世帯数の割合は、前年度より1.1ポイント上がった。

(単位：世帯)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国保加入世帯数(※)(ア)	66,964	65,247	64,278	62,127
所得割賦課世帯数(イ)	35,021	34,403	33,269	32,895
所得割額賦課世帯数の 割合(イ) / (ア)	52.3%	52.7%	51.8%	52.9%

※ 保険料の本算定時（6月末）における国保加入世帯数

国保料調定集計表(異動分)より引用

(2) 保険料収納率

現年分の保険料の収納率は、85%前後を推移している。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
現年分収納率	85.3%	85.0%	84.5%	85.4%
滞納繰越分収納率	24.2%	22.6%	19.0%	16.0%

※ 収納率 = (収入済額 - 還付未済額) / 調定額

年次別決算基礎データより引用

(3) 給付費等

①療養諸費（療養給付費、療養費）

病気やケガをしたときに健康保険を扱う病院や診療所で治療を受けた場合、被保険者はその医療費の一部（一部負担金）を支払い、残りを国民健康保険が給付する（保険者負担分）。

また、旅行中の急病などで被保険者証を提示できず医療費の全額を支払った場合は、後日、保険者負担分を請求できる。

(単位：千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
療養給付費	件数	1,209,001	1,183,815	1,159,446	1,005,378
	金額	17,112,481	16,622,020	16,620,068	16,112,437
療養費	件数	46,936	48,682	46,883	37,537
	金額	337,141	338,111	318,943	270,406

部事業概要より引用

②高額療養費

医療費の負担を軽減するため、支払った医療費（一部負担金）が一定額（自己負担限度額）を超えた場合に支給する。また、あらかじめ限度額適用認定証を医療機関に提示することで、医療機関窓口での支払いが自己負担限度額までとなる。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	38,880	38,812	38,864	38,531
金額	2,279,096	2,273,984	2,271,170	2,415,156

部事業概要より引用

③一人当たり医療費の推移

一人当たり医療費は、高齢化の進展に伴い増加傾向にある。

(単位：円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
一人当たり医療費	278,081	277,998	284,532	286,692
前年度比	101.4%	100.0%	102.4%	100.8%

指導検査データブックより引用

④出産育児一時金の支給

被保険者数の減少とともに減少傾向にある。

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	355	316	309	282
金額	149,164	133,203	129,621	117,960

部事業概要より引用

⑤葬祭費の支給

(単位：千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	308	309	258	310
金額	21,560	21,630	18,060	21,700

部事業概要より引用

2 制度上の財政課題

(1) 一般会計繰入金の推移

国民健康保険事業特別会計は、被保険者の負担軽減及び保険料未収金補填等のため一般会計から法定外繰入をしている。被保険者数の減少等に伴い繰入金も減少傾向にある。

(単位：億円 小数点以下四捨五入)

		29年度	30年度	元年度	2年度
保険給付費(歳出)		200	195	195	191
一般会計からの繰入金		47.9	46.2	44.3	38.3
繰入金内訳	法定内繰入金 ※1	25.8	25.8	25.9	25.8
	法定外繰入金(その他繰入金)	22.1	20.4	18.4	12.5
法定外内訳	決算補填等目的 ※2	19.9	18.3	17.1	10.8
	決算補填以外の目的 ※3	2.2	2.1	1.3	1.7

区報国保決算円グラフ・決特資料・一般会計繰入理由別状況表(様式5)より引用

※1 基盤安定繰入金+職員給与等繰入金+(出産育児一時金 2/3は区税、1/3は保険料で充当)

※2 保険料の負担軽減のため

※3 地方単独事業の医療給付費波及増、保健事業費に充てるため、保険料の減免額に充てるため。

3 令和2年度に行った主な取り組み結果

(1) 歳入確保の取り組み

① 収納率の向上対策

- ・キャッシュカードがあれば、その場で口座振替の手続きができる、ペイジー口座振替受付サービスを、国保加入時のほか、転入等説明時を活用し積極的に勧奨した。
- ・令和3年3月より、スマートフォン決済による保険料の支払いが可能になった。
- ・区外転出者への訪問催告及び現況調査委託を行った。

(2) 取り組みの実績

① 口座振替加入率推移（各年度末実績）

（単位：件）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
国保加入世帯数	64,696	63,731	62,619	60,141
口座振替世帯数	26,613	26,538	26,550	25,876
口座振替加入率	41.1%	41.6%	42.4%	43.0%

部事業概要より引用

② スマートフォン決済による保険料収納件数及び金額

（単位：千円）

	令和2年度
件数	206
金額	2,774

収納関係データより引用

③ 区外転出者への訪問件数及び財政効果

（単位：千円）

	令和2年度
件数	94
金額	383

行政評価データより引用

4 令和3年度の新規取り組み状況

- (1) 海外出産に係る出産育児一時金の申請があった際、内容点検や申請書類の再翻訳、疑義案件については現地照会をするなどの取組を専門業者に委託した。
- (2) 税と国民健康保険料が把握している財産調査情報や執行停止・即時消滅の情報を共有し、効率的な滞納整理を進めたほか、滞納整理の一元管理について検討を進めた。
- (3) 督促状に二次元バーコードを印刷して、外国語版国保ガイド閲覧に結びつけ、制度周知及び納付義務についての理解を促進した。

5. 令和4年度に予定している主な新規取り組み

(1) Web 口座振替導入による口座振替促進

来庁不要でインターネット上で口座振替の申し込みができるサービスを導入する。従来の口座振替依頼書による紙の手続きがなくなることで、口座振替の加入率向上を目指す。

(2) +メッセージ、SMS による納付勧奨の拡充

文書・電話・訪問などの従来の催告に加え、滞納者の携帯電話番号宛てに+メッセージまたはSMSにより納付勧奨を行う。+メッセージでは長文・動画の送信、双方向のやり取りも可能になり、より利便性が高いサービスが提供できる。

(3) 債権一元化に向けた取り組み

基準や対応を統一し、国民健康保険料と後期高齢者医療保険料の滞納整理の一部の事務処理の一元化を行う。これにより収納率向上の他、組織力・職員の専門性の向上、複数債権滞納者対応の充実を図る。

(4) 外国人被保険者対応

増加する外国人被保険者、特に国民健康保険制度が存在しない国の外国人に対する未収金発生対策として、町会や地域のコミュニティの協力者に依頼しながら、制度周知等を進めていく。

中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）の
中間評価の概要並びに保健事業の課題及び今後の区の対応について

1 中間評価実施の背景

区は、平成30年2月に、平成30年度から令和5年度までを計画期間とする中野区国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）（以下「データヘルス計画」という。）を策定し、区民の生活の質を高め、医療費を適正化し、介護予防や健康寿命の延伸につなげることを目的として、本計画に基づき、区の保有している健康や医療に関する情報を活用し、ターゲットを絞った効果的な保健事業（データヘルス）を実施してきた。

現在、区は、データヘルス計画前期に行った保健事業について中間評価を行いつつ、評価結果をふまえた事業の再構築を検討している。

2 データヘルス計画における主な保健事業と中間評価の概要

（1）特定健康診査受診率向上事業

事業内容：過去の特定健康診査受診状況から勧奨効果の高い対象者を選定するとともに、対象者を階層別にグループ分けし、効果的な勧奨を行う

評価指標：勧奨対象者の受診率（令和2年度目標 36.0%）

事業結果：令和2年度実績 35.2%

中間評価：僅かに目標に達しなかったが、葉書やSMSを活用することにより効果的な勧奨を行うことができた。今後は例年、特定健康診査を受診しているながら、新型コロナウイルス感染拡大等によって、受診控えをした者に対する勧奨を強化することで、受診率向上を図る必要がある。

（2）糖尿病性腎症重症化予防事業

事業内容：特定健康診査やレセプトから糖尿病性腎症が疑われる者に対し、委託事業者による保健指導を、かかりつけ医と連携しながら6カ月間実施する。

評価指標：保健指導終了者の割合（令和2年度目標 88.0%）

事業結果：令和2年度実績 90.0%

中間評価：当該事業の対象者の主治医に保健指導の実施について事前にアドバイスをいただくとともに、指導結果を主治医に通知することで、主治医・対象者・区が連携した取り組みを築くことができ、途中終了者が少なくなっている。今後も、継続して事業を実施することで、区民の生活の質を高め、健康寿命を延伸する効果が期待できる。

（3）生活習慣病重症化予防事業

事業内容：特定健康診査の結果から、血圧・脂質・血糖値のデータが悪化していることが明らかであり、医療機関での治療が必要であるにも関わらず治療していない者に対し、医療機関の受診勧奨を行う。

評価指標：治療を開始した人の割合（令和2年度目標 24.0%）

事業結果：令和2年度実績 21.4%

中間評価：目標を達成しなかったが、勸奨物に工夫をするなど、様々な取り組みの結果、必要な治療に繋げることができた。今後は、勸奨物・電話勸奨の方法など、より効果的な勸奨の仕方を検討する必要がある。

(4) ジェネリック医薬品利用促進事業

事業内容：先発医薬品を使用している者に対して、後発医薬品(ジェネリック医薬品)を使用した場合の医療費差額通知を送付する。

評価指標：ジェネリック医薬品に切り替えた人の割合(令和2年度目標 7.8%)

事業結果：令和2年度実績 8.5%

中間評価：通知による効果は一定程度得られたので、今後は、さらに課題分析を進め、医師会、薬剤師会と連携して、利用促進に向けたアプローチを検討する必要がある。

3 中間評価によって明らかとなった保健事業の課題

- (1) 生活習慣病重症化予防事業により、健診受診者に対する保健事業は実施しているが、健診を受診していない者に対する保健事業が健診の受診勸奨のみとなっており、医療中断している者へのサポートがなされていない状態である。
- (2) ジェネリック医薬品利用促進事業により利用率は向上しているが、国が目標とする80%を達成するためには、より一層、効果的な取り組みが必要である。

4 中間評価をふまえた今後の区の対応

(1) 既存事業の取組みの改善

特定健康診査受診率向上事業や糖尿病性腎症重症化予防事業等については、さらなる効果的な事業実施に向けて、既存事業の取組みの工夫・改善を検討する。

(2) 明らかとなった課題に対応するための新規・拡充事業の考え方

①医療中断者への受診勸奨事業

事業内容：特定健診を受診していない者の中で、生活習慣病の治療を中断している者に対し、再度、医療機関を受診するよう勸奨することで、生活習慣病重症化による生活の質の低下の防止や医療費の適正化を推進する。

②ジェネリック医薬品利用勸奨事業の拡充

事業内容：レセプトデータを詳細に分析した結果を基に、より切替効果の高い医薬品や対象者を選定するとともに、中野区医師会・中野区薬剤師会と利用率向上に向けた施策の検討を行うことによって、医療費の適正化を推進する。

5 今後のスケジュール

令和4年3月	中間評価報告書の策定
同年7月以降	新規・拡充事業の実施

資料3（原本の写し）

3 中区医第 2 7 7 6 号

令和 4 年 2 月 4 日

中野区国民健康保険運営協議会会長

竹原 厚三郎 様

中野区長 酒 井 直 人

中野区国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、下記について貴協議会に
諮問いたします。

記

1 諮問事項

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

2 諮問内容

(1) 結核医療給付金の受給資格の所得判定に用いる年齢区分を次のとおり改める。

○被保険者本人の所得により判定する年齢

20歳以上 を 18歳以上 に改正する。

○被保険者の世帯の世帯主の所得により判定する年齢

20歳未満 を 18歳未満 に改正する。

(2) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.13 を 100分の7.58 に改正する。

○均等割額 36,600円 を 40,200円 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の2.41 を 100分の2.36 に改正する。

○均等割額 12,000円 を 12,300円 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の2.18 を 100分の2.17 に改正する。

○均等割額 18,600円 を 17,700円 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の53 を 100分の54 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の47 を 100分の46 に改正する。

(3) 低所得者の保険料を減額する額を次のとおり改める。

①第1号該当（7割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額

25,620円 を 28,140円 に改正する。
○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額

8,400円 を 8,610円 に改正する。
○介護納付金賦課額に係る均等割額

13,020円 を 12,390円 に改正する。

②第2号該当（5割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額
18,300円 を 20,100円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
6,000円 を 6,150円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額
9,300円 を 8,850円 に改正する。

③第3号該当（2割軽減）

○基礎賦課額に係る均等割額
7,320円 を 8,040円 に改正する。

○後期高齢者支援金等賦課額に係る均等割額
2,400円 を 2,460円 に改正する。

○介護納付金賦課額に係る均等割額
3,720円 を 3,540円 に改正する。

(4) 未就学児の保険料を減額する額を次のとおり定める。

①第1号該当（基礎賦課額）

- 7割軽減対象世帯に係る均等割額 6,030円
- 5割軽減対象世帯に係る均等割額 10,050円
- 2割軽減対象世帯に係る均等割額 16,080円
- 7割、5割、2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額 20,100円

②第2号該当（後期高齢者支援金等賦課額）

- 7割軽減対象世帯に係る均等割額 1,845円
- 5割軽減対象世帯に係る均等割額 3,075円
- 2割軽減対象世帯に係る均等割額 4,920円
- 7割、5割、2割軽減対象世帯以外の世帯に係る均等割額 6,150円

(5) 賦課限度額を次のとおり改める。

- 基礎賦課限度額 63万円 を 65万円 に改正する。
- 後期高齢者支援金等賦課限度額 19万円 を 20万円 に改正する。

3 改正理由

- (1) 民法の一部を改正する法律による成人年齢の引き下げに伴い、改正する。
- (2) 賦課総額を見直したため、基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分の保険料率等を改正する。
- (3) 基礎賦課分、後期高齢者支援金等賦課分及び介護納付金賦課分に係る均等割額改正に伴い、保険料を減額する額を改正する。
- (4) 未就学児の均等割額の5割軽減創設に伴い、保険料を減額する額を定める。
- (5) 国民健康保険法施行令改正による、基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額に引上げに伴い、改正する。

4 実施時期

令和4年4月1日から施行する。

令和4年度国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革（広域化）により、東京都が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区は東京都が算定した納付金を納付するとともに、標準保険料率を参考に保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、東京都から「令和4年度国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

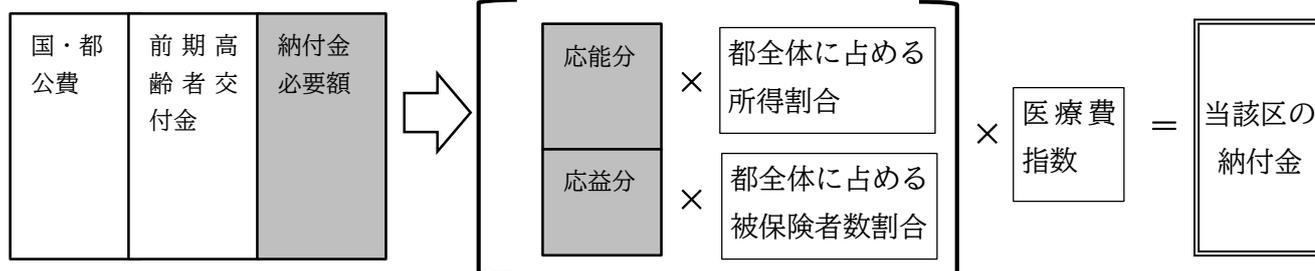
(1) 納付金の算定方法（按分の方法）

区市町村の納付金算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》

都全体の納付金必要額

区ごとの納付金算定方法



2 令和4年度国民健康保険事業費納付金

(1) 納付金額の比較（中野区）

（単位：円）

	医療分（基礎分）	支援金分	介護分	合計
令和3年度	7,486,162,605	2,606,529,740	1,147,385,287	11,240,077,632
令和4年度	7,995,602,094	2,452,531,390	1,144,659,907	11,592,793,391
前年度比	509,439,489	△153,998,350	△2,725,380	352,715,759
	106.8%	94.1%	99.8%	103.1%

(2) 被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和3年度	76,220人	26,306人
令和4年度	71,736人	26,973人
前年度比	△4,484人 (94.1%)	667人 (102.5%)

3 令和3年度保険料率と令和4年度標準保険料率の比較

(1) 保険料率の比較

	医療分(基礎分)		支援金分		介護分		合計	
	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)	所得割 (%)	均等割 (円)
令和3年度 保険料率	7.13	36,600	2.41	12,000	2.18	18,600	11.72	67,200
令和4年度 標準保険料率	8.45	49,814	2.65	15,129	2.64	19,145	13.74	84,088
差	1.32	13,214	0.24	3,129	0.46	545	2.02	16,888

(2) 1人当たり保険料の比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和3年度 保険料	91,310	30,187	39,480	160,977
令和4年度 標準保険料	116,686	35,577	44,543	196,806
差	25,376	5,390	5,063	35,829

4 中野区の令和4年度保険料率算定における基本的な考え方

東京都が算定した令和4年度標準保険料率と中野区の令和3年度の保険料率には、所得割で2.02%、均等割額で16,888円、一人当たり保険料は35,829円の乖離がある。中野区では前年度同様、低所得者及び多子世帯の保険料負担に配慮するとともに、保険料が急激に増加しないよう、激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進める。(【別添資料】国保財政健全化計画のとおり)

また、国の制度に基づき、令和4年度から開始される未就学児の均等割保険料5割軽減についても適用する。

なお、後述する令和4年度の激変緩和措置の特例的な措置に伴う財政健全化計画の見直しについては、今後の新型コロナウイルス感染症の影響が不確実なため、令和5年度以降検討していく。

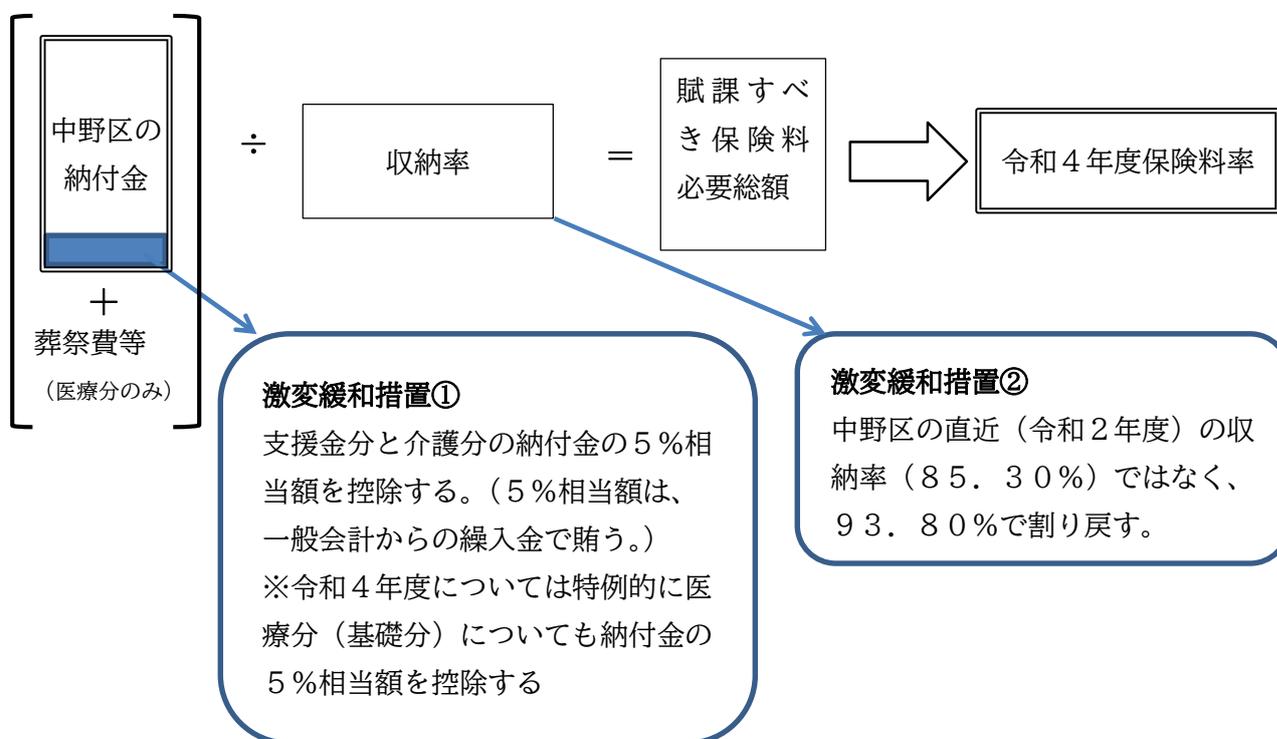
(1) 激変緩和措置①

令和4年度の賦課総額の算出に当たっては、財政健全化計画どおり、支援金分及び介護分の国保事業費納付金の5%相当額を控除する。

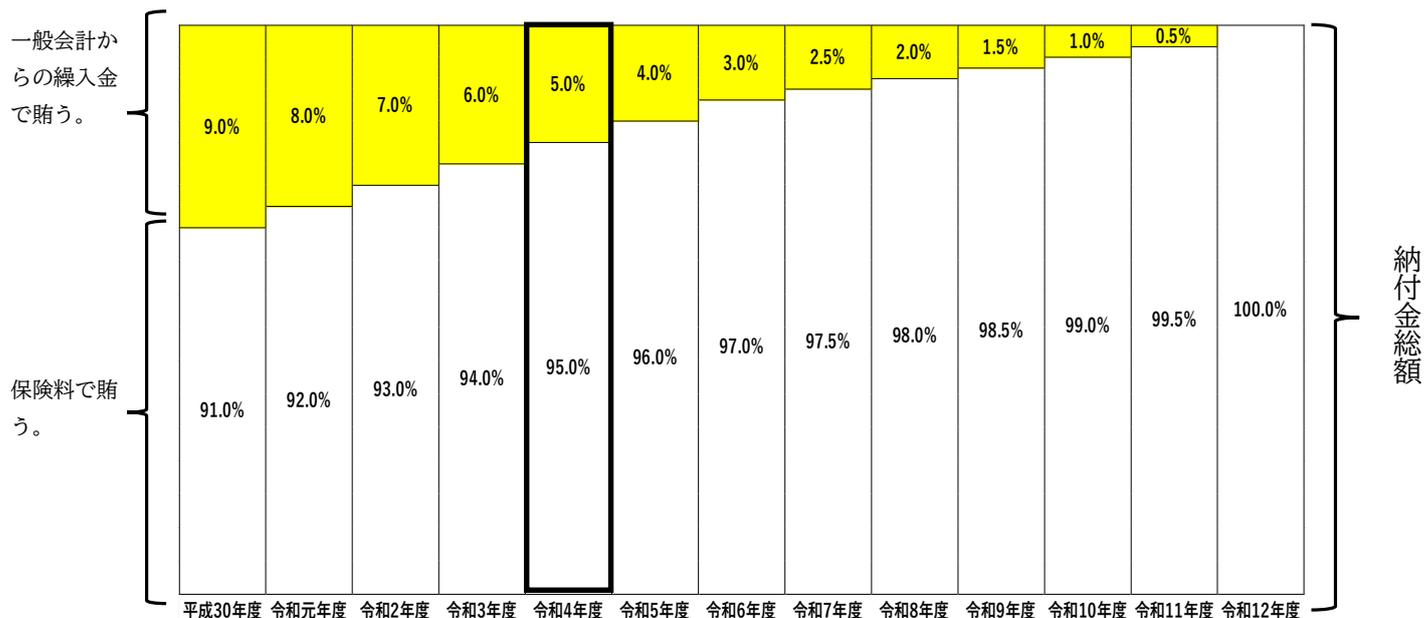
また、令和4年度は特例的に、1人当たりの医療給付費の増により、納付金額の医療分（基礎分）が前年度比509,439,489円増えている。それをもとに中野区保険料を算出すると、1人当たりの保険料算定額が前年度比14,328円増と大幅な増となってしまったため、令和4年度は特例的に、医療分（基礎分）についても国保事業費納付金の5%相当額を控除することとする。

(2) 激変緩和措置②

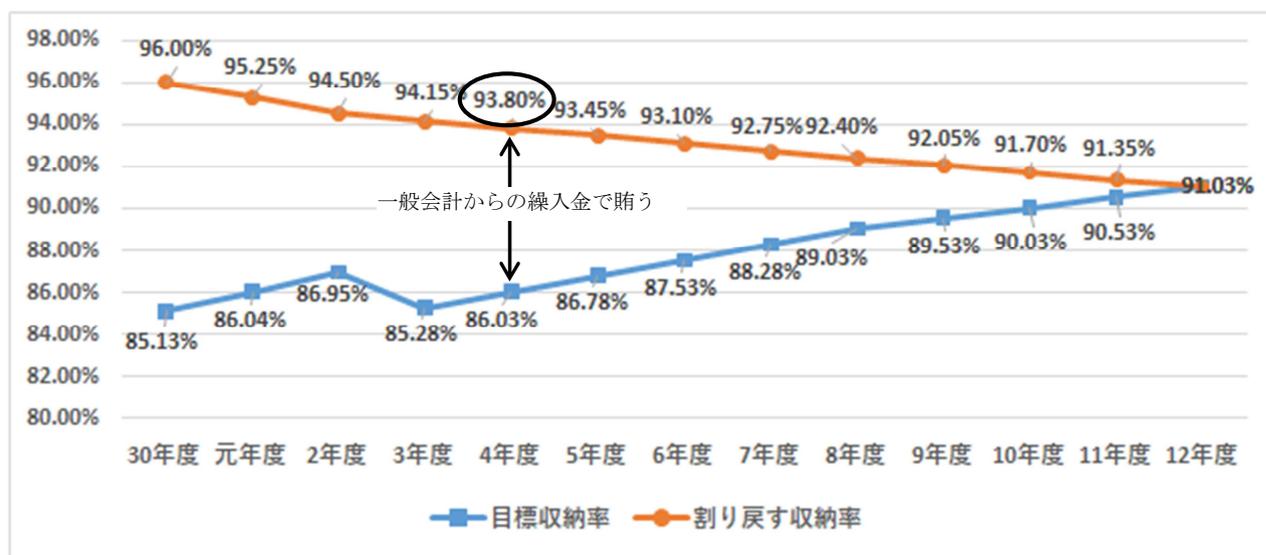
標準保険料率の算定に当たっては、納付金総額等を標準的な収納率（直近の収納率85.30%）で割り戻しているが、保険料の急激な上昇を抑えるため、93.80%で割り戻すこととする。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



収納率の向上を図りながら、割り戻す収納率を目標収納率に近づけていく。

5 一人当たり保険料

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和3年度	91,310	30,187	39,480	160,977
令和4年度案	100,170	30,531	38,662	169,363
前年度比	8,860 (109.7%)	344 (101.1%)	△818 (97.9%)	8,386 (105.2%)

6 モデル世帯別の保険料の前年度比較

(単位：円)

(1) 年金収入（65歳以上）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	14,580	83,718	188,838	267,542	347,678	428,768	509,858
②令和4年度案	15,750	88,718	198,618	280,623	364,119	448,609	533,099
差(②-①)	1,170	5,000	9,780	13,081	16,441	19,841	23,241

(2) 年金収入（65歳以上）2人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	29,160	93,438	237,438	316,142	396,278	477,368	558,458
②令和4年度案	31,500	99,218	251,118	333,123	416,619	501,109	585,599
差(②-①)	2,340	5,780	13,680	16,981	20,341	23,741	27,141

(3) 給与所得者（40歳）1人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	35,944	171,508	253,548	340,276	434,036	527,796	626,244
②令和4年度案	37,522	177,979	262,749	352,363	449,243	546,123	647,847
差(②-①)	1,578	6,471	9,201	12,087	15,207	18,327	21,603

(4) 給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（5歳・1歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
②令和4年度案	98,872	204,229	346,869	475,063	571,943	668,823	770,547
差(②-①)	△19,272	△15,879	△24,759	△29,613	△26,493	△23,373	△20,097

(5) 給与所得者 4人世帯（医療分（基礎分）＋支援金分＋介護分）

世帯主（40歳）＋配偶者（40歳・収入なし）＋子2人（12歳・10歳・収入なし）

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和3年度	118,144	220,108	371,628	504,676	598,436	692,196	790,644
②令和4年度案	125,122	230,479	388,869	527,563	624,443	721,323	823,047
差(②-①)	6,978	10,371	17,241	22,887	26,007	29,127	32,403

※介護分は40～64歳の被保険者に適用される。

7 今後の予定

3月 中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例、提案

国民健康保険における保険料率等の推移

1 保険料率の推移

	医療分（基礎分）		支援分		介護分		計	
	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）	所得割 （%）	均等割 （円）
令和元年度	7.47	37,800	2.30	11,700	1.72	15,300	11.49	64,800
令和2年度	7.45	37,500	2.29	11,700	1.86	15,900	11.60	65,100
令和3年度	7.13	36,600	2.41	12,000	2.18	18,600	11.72	67,200
令和4年度案	7.58	40,200	2.36	12,300	2.17	17,700	12.11	70,200

2 一人当たり保険料の推移

	医療分（基礎分） + 支援分		介護分		合計 （医療+支援+介護）	
	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）	金額 （円）	増減率 （%）
令和元年度	123,524	0.20	32,026	0.32	155,550	0.23
令和2年度	123,061	△0.37	33,787	5.50	156,848	0.83
令和3年度	121,497	△1.27	39,480	16.85	160,977	2.63
令和4年度案	130,701	7.58	38,662	△2.07	169,363	5.21

3 均等割軽減対象の判定所得基準の推移

減額割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	30年中の所得が下記の金額以下	元年中の所得が下記の金額以下	2年間の所得が下記の金額以下	3年間の所得が下記の金額以下
7割	33万円	33万円	43万円+10万円× （給与所得者等の数 （※）-1）	43万円+10万円× （給与所得者等の数 （※）-1）
5割	33万円+（28万円×加入者数）	33万円+（28.5万円×加入者数）	43万円+（28.5万円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）-1）	43万円+（28.5万円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）-1）
2割	33万円+（51万円×加入者数）	33万円+（52万円×加入者数）	43万円+（52万円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）-1）	43万円+（52万円×加入者数）+10万円×（給与所得者等の数（※）-1）

※一定の給与所得者（給与収入55万円超）と公的年金の支給（60万円超（65歳未満）又は110万円超（65歳以上））を受ける者。

4 賦課限度額の推移

(単位 円)

	医療分（基礎分）	支援分	介護分	賦課限度額（計）
令和元年度	610,000	190,000	160,000	960,000
令和2年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和3年度	630,000	190,000	170,000	990,000
令和4年度案	650,000	200,000	170,000	1,020,000